

高雄大學法學院(台灣)與岡山大學法學部(日本國)交流協定 學生交流附屬文書

高雄大學法學院與岡山大學法學部雙方基於先前簽署之交流協定第 2 條訂定獎勵與促進學生交流之實施方案如下：

- 一、學生交換期間以一學年度內為限。
- 二、雙方接受交換學生人數各年度以二名內為限。雙方同意交流協定期滿前交換學生人數應為同數。
- 三、學生初階段選考由派遣大學為之。但接受大學保留不許可未達接受基準學生之權利。
- 四、派遣大學應於規定期限前將選考學生之申請書類送交接受大學。
- 五、交換學生應於留學期間登錄接受學部準備之授課課程。
- 六、參加本計劃之交換學生不以取得接受大學學位為目的。
- 七、接受大學應於留學期間屆滿時將交換學生選課成績證明書送交派遣大學。
- 八、派遣大學得依據本身之成績評定基準就交換學生於接受大學選課之學業成果進行評定並授予學分。
- 九、接受大學應於可能之範圍內，對希望入住大學住宿設施之交換學生提供住宿設施相關援助與資訊。但，住宿設施相關費用為交換學生之責任。
- 十、接受大學不收取交換學生報名費、入學費及學雜費並應以適當方式通知交換學生應負擔之費用或經費。
- 十一、本附屬文書與交流協定同其有效期間。期間更新應經雙方代表人書面合意。
- 十二、本附屬文書中文正本及日文正本各兩份，由雙方代表人共同簽署並各保管乙份。

高雄大學法學院長

張麗卿

張麗卿

2011年3月2/日

岡山大學法學部長

佐野寬

佐野寬

2011年3月2/日

高雄大学法学院（台湾）と岡山大学法学部（日本国）との 協力協定における学生交流に関する附属文書

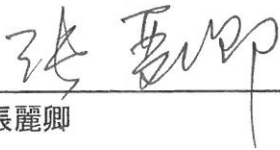
高雄大学法学院及び岡山大学法学部の両学部責任者によって署名された協力協定の第2条に基づき、学生交流の奨励と促進を図るためその実施方法について、次のとおり定める。

1. 学生交流は、1学年度以内の期間において行うものとする。
2. 双方の学部が受け入れる交換学生の数は、各年度2名以内とする。双方の学部は、協力協定の期間の終了するまでに、交換学生数が相互に同数となることに同意する。
3. 学生の一次選考は、派遣元大学が行うものとする。ただし、受入大学は、受入基準を満たしていない学生の受入れを不許可とする権利を留保するものとする。
4. 派遣元大学は、選考された学生の申請書類を所定の時期までに受入大学へ送付するものとする。
5. 交換学生は、留学期間中は受入学部が用意する授業計画に登録しなければならない。
6. このプログラムに参加する交換学生は、受入大学の学位取得を目的とするものではない。
7. 受入大学は、留学期間が終わる時、当該大学における交換学生の履修成績証明書を派遣元大学へ送付するものとする。
8. 各々の大学は、相手大学において履修した学業成果について評価し、各々の大学における成績評価基準に従って、当該交換学生に単位を授与することができるものとする。
9. 受入大学は、大学の宿泊施設を希望する交換学生に対して、可能な範囲において宿泊施設に関する援助と情報を提供するものとする。ただし、当該宿泊施設に関する経費は、入居する交換学生の責任とする。
10. 受入大学は、交換学生に係る検定料、入学料及び授業料は徴収しないこととし、交換学生が責任を負うべき料金及び経費について、適宜な方法により交換学生に通知するものとする。

11. この附属文書は、協力協定と同じ期間効力を有するものとし、両責任者が合意した上で、文書により改正されるものとする。
12. 正本となる2通の日本語及び中国語で作成された本附属文書は、両学部責任者により署名され、それぞれ一対をそれぞれの大学で保管する。

高雄大学法学院長

岡山大学法学部長



張麗卿

2011年3月21日



佐野寛

2011年3月21日